

# 役員等報酬規程

社会福祉法人 山形

# 社会福祉法人山形 役員等報酬規程

## (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人山形（以下「本法人」という。）定款第8条、第21条の規定に基づき、理事、監事及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬に関する基本的な事項を定めることを目的とする。

## 第1章 常勤役員報酬

### (理事長の報酬)

第2条 常勤役員である理事長の報酬は、年額1,200万円以内とし、具体的な金額については、本法人の資産及び収支の状況ならびに民間の給与水準を考慮して、理事会で適正な額を決定するものとする。

### (支払方法)

第3条 常勤役員報酬の支払方法については、本法人職員の給与規程、別紙1の定めによる第4条、第5条、第6条、第20条に規定する内容に準じるものとする。

### (通勤手当)

第4条 常勤役員へは、理事会の決議において通勤手当を支給することができる。  
2 通勤手当の支給内容・方法については、本法人職員の給与規程、別紙1の定めによる第15条に規定する内容に準じるものとする。

### (功労金)

第5条 理事が理事長を退任するときは、功労金を支給する。ただし、解任により退任するときは、これを支給しない。  
2 功労金の額は、別紙2に定める額とする。  
3 功労金の支給日は、退任した日の属する月の翌月末日とする。  
4 役員が在任中死亡したときには、遺族に支払うものとする。

## 第2章 理事の報酬

### (理事長以外の理事の報酬)

第6条 理事長以外の理事の報酬は、理事会及び評議員会（以下「役員会等」という。）等への出席1回につき15,000円（源泉徴収控除後の金額）とし、出席の都度

現金支給の方法で支払う。ただし、各年度の理事長以外の理事全員に支給する総額が1,200,000円（源泉徴収控除後の金額）を越えない範囲とする。

2 理事が本法人の職員であるときは、支給しない。

### 第3章 監事の報酬

（監事の報酬）

第7条 監事の報酬は、監事が監査を行ったとき、役員会等への出席1回につき15,000円（源泉徴収控除後の金額）とし、出席の都度現金支給の方法で支払う。ただし、各年度の監事全員に支給する総額が1,200,000円（源泉徴収控除後の金額）を越えない範囲とする。

### 第4章 評議員の報酬

（評議員の報酬）

第8条 評議員の報酬は、役員会等への出席1回につき15,000円（源泉徴収控除後の金額）とし、出席の都度現金支給の方法で支払う。ただし、各年度の評議員全員に支給する総額が1,200,000円（源泉徴収控除後の金額）を越えない範囲とする。

### 第5章 その他

（改廃）

第9条 この規程の改廃は、評議員会の承認を得なければならない。

附則

この規程は、平成29年4月1日より施行する。

この規程は、2023年6月16日より施行する。

## 社会福祉法人山形 給与規程（抜粋）

### （給与の支払方法）

第4条 給与は、全額通貨で直接職員に支払う。ただし、職員の同意により職員が希望する金融機関等の口座（本人名義口座に限る）への振込により支払う。

- 2 前項の規定にかかわらず、退職時のほか法人が特に必要と認める場合には本人指定金融機関等の口座への振込によらず、直接手渡しにより支払う。

### （給与の控除）

第5条 次に掲げるものは、給与から控除する。

- (1) 源泉所得税
  - (2) 住民税（市町村民税及び都道府県民税）
  - (3) 健康保険料（介護保険料を含む）及び厚生年金保険料の被保険者負担分
  - (4) 雇用保険の保険料の被保険者負担分
  - (5) 職員代表との書面協定により給与から控除することとしたもの
- 2 休職期間中など、支払われる賃金の総額が控除すべき金銭の金額を下回る場合、法人が毎月職員に請求するものとし、職員はその差額を法人の指定する日までに支払わなければならない。
  - 3 前項の支払いについて、原則として法人が指定する銀行口座に振り込むものとする。

### （給与の計算期間及び支払日）

第6条 給与は、毎月1日から当月末日までの分について、翌月10日に支払う。ただし、給与支払日が休日にあたる時は、その前日に支払う。

- 2 前項の定めにかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、職員（本人が死亡したときはその者の収入によって生計を維持されていた者）の請求により、給与支払日以前であっても既往の労働に対する給与を支払う。
  - (1) 本人の死亡、退職、解雇のとき
  - (2) 本人またはその収入によって生計を維持する者の出産、疾病、災害、婚礼または葬儀など臨時の費用に充てるとき
  - (3) その他特別の事情がある場合であって、法人が必要と認めたとき

### （通勤手当）

第15条 通勤手当は別表（3）のとおりとする。ただし、出勤日数が10日未満の場合は、実出勤日数に日額（月額÷20日）を乗じた金額とする。

- (1) 距離は住居から勤務先までの最短経路とする。

(賞 与)

第20条 法人は、各期の業績を勘案して、原則として年2回、6月と12月に賞与を支給する。ただし、法人の業績の著しい低下その他やむを得ない事由がある場合には、支給時期を延期し、または支給しないことがある。

2 賞与の額は、職員本人の能力、勤務成績、勤務態度、出勤状況を評価した結果と法人業績を考慮してその都度決定する。

3 前項の賞与の評価対象期間は次のとおりとし、6ヵ月以上勤務した者で支給日当日に法人に在籍し、かつ評価対象期間に通常に勤務していた者について支払うこととする。

賞与支給月	評価対象期間
6月	前年12月1日から当年5月31日
12月	当年6月1日から当年11月30日

## 通 勤 手 当

距 離 数	通勤手当金額
片道 2 km未満	0 円
片道 2 km以上 5 km未満	3, 0 0 0 円
片道 5 km以上 1 0 km未満	4, 2 0 0 円
片道 1 0 km以上 1 5 km未満	6, 5 0 0 円
片道 1 5 km以上 2 0 km未満	8, 9 0 0 円
片道 2 0 km以上 2 5 km未満	1 1, 3 0 0 円
片道 2 5 km以上 3 0 km未満	1 3, 7 0 0 円
片道 3 0 km以上 3 5 km未満	1 6, 1 0 0 円
片道 3 5 km以上 4 0 km未満	1 8, 5 0 0 円
片道 4 0 km以上	2 0, 9 0 0 円

別紙2

功労金の額

基準額の計算	在任期間の計算方法
理事長の退任時最終報酬月額に役員在任年数を乗じた額 ただし、算出時に万円未満の端数が出た場合には、万円単位に切り上げる	役員在任年数は、就任の月から起算し死亡または退任の月までとする 通算して1年に満たない期間は除算する